

令和6年度全建賞 推薦調書
インフラ整備の事業又は施策の部(インフラの部)

ふりがな	のんびり、ゆったり。すわこをたのしもう！～すわこ さいくりんぐろーど～
1. 事業(施策)の名称	のんびり、ゆったり。諏訪湖を楽しもう！～諏訪湖サイクリングロード～
2. 事業(施策)実施期間(和暦)	平成30年4月1日～令和6年3月31日
3. 事業費(工事費)	2,189百万円
4. キーワード	自転車利用環境整備、観光資源、健康増進、スポーツ振興、環境
5. 事業概要	近年における健康志向や環境意識、観光の移動手段として自転車利用も高まりを受け、「観光」「健康」「スポーツ」「環境」の4つの観点で、民間や観光部局との連携により、豊富な観光資源が立地する諏訪湖周約16kmについて、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、及び県で湖を周遊するサイクリングロードを設置し、安全・安心な自転車利用環境の整備を行い、令和6年4月に全線開通となった。

6. アピールする事業又は施策の「手段」と「秀でた成果」		
ハード or ソフトの分類 :該当する方に○印	① ハード面 に秀でた事業	② ソフト面 に秀でた取組
アピールする 1)「手段」	(b)諏訪湖周辺の地域の実情をハード整備に活かすため、各道路管理者間で整備方針を統一するため、車止め設置や路面標示、ルートサイン設置を行った。	(b)施設の統一的な整備、持続可能な維持管理や観光振興などの地域振興に寄与する仕組みとして、諏訪湖周辺の各道路管理者、警察、民間や学識者を交えた協議会(諏訪湖周自転車活用推進協議会)を設置し、情報共有や連携を図った。
アピールする 2)「秀でた成果」	(e)複数の管理者が連携することで、のんびり、ゆったりと諏訪湖の景色を楽しみながら周遊できる良好な景観形成が実現できた。	(a)幅広い年齢層、様々なアクティビティを楽しむ方が安全に利用できるように、施設のコンセプトや交通ルールの周知啓発が図られた。 (f)通行の安全確保と合わせて、諏訪湖周辺の観光資源等の地域の魅力向上に貢献した。

7. 特にアピールしたい点	諏訪湖周辺の豊かな自然景観をのんびり、ゆったりと眺めながら、安全で快適に通行できる環境を創出することで、サイクリスト初心者や家族連れなどの多様な属性の利用者、ランニングやカヌー等の多様なアクティビティとの共存を図ることを目指すものである。更に、諏訪湖周辺での滞在時間を伸ばすことで、周辺市街地や観光施設への誘導を行い、サイクリングが地域の活性化や賑わい創出に寄与することを目指す。
---------------	--

8. 事業を代表する写真及びキャプション	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>晴れて全線開通となり利用者で賑わう 諏訪湖畔を一周するサイクリングロード</p> </div> <div style="flex: 2;">  </div> </div>
----------------------	---

9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P I の方法 等)〕



長野県諏訪地域を代表する観光地のひとつである諏訪湖における、歩行者の観光整備のため、昭和61年からジョギングロード事業を推進し平成2年に完成した。

しかし、諏訪湖を中心として、自然を感じられる景観が広がり、ウォーキングやジョギング、サイクリング、水上スポーツなど多様なアクティビティが、地域住民や観光客にも親しまれていることや、近年における健康志向や環境意識、観光の移動手段として自転車利用も高まりのもと、日常的に交通量が多く、観光客で賑わう諏訪湖周辺では、自転車が安全で快適に通行できる道路空間が不足していた。

そこで、長野県・岡谷市・諏訪市・下諏訪町が連携し、諏訪湖周辺の自転車利用者と歩行者が安全で快適に共存できる自転車利用環境の創出を目的に、全長16kmの諏訪湖畔を一周するサイクリングロードの整備に着手し、令和6年4月に全線開通となった。

(長野県施工) A・B・B'・C区間 L≒6.6km
(岡谷市施工) H・I・J区間 L≒2.3km
(諏訪市施工) C'・D'・E区間 L≒2.7km

どこからでも諏訪湖が一望できる 全長16km サイクリングロード



全線開通記念式典 (令和6年4月2日)



標準断面



着工前 しゅん工写真



着工前



しゅん工

【 自転車通行空間の整備方針 】

湖周辺のサイクリングロードの整備において、道路管理者が異なる場合においても、利用者にストレスがない安全で快適な自転車走行空間を提供するため、路面標示や横断構造など共通事項を定めた。

1) 整備形態の基本

サイクリングロードにおける整備形態は、自転車とクルマを分離させた「歩行者専用道路+自転車専用道路」「自転車歩行者専用道路」の2種類の整備形態を基本とした(図1)。また、統一の路面標示を定めた(図2)。

2) 交差点や特殊部における整備方針

交差点や特殊部の流入流出部における注意喚起については、直前の路面表示の他、一定のスピードで走行する自転車を考慮し、路面表示を一定間隔で連続的に設置した(図3)。

	歩行者専用道路+自転車専用道路 (歩行者専用+自転車専用)	自転車歩行者専用道路 (自転車及び歩行者専用)
施設費のイメージ		
概要	専ら自転車の通行の用に供するために独立して設けられる道路又は道路の部分	専ら自転車及び歩行者の一般通行の用に供するために独立して設けられる道路又は道路の部分
道路法 道路構造令	歩行者専用道路、自転車専用道路(法第48条の14第2項) 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路(構造令第39条)	自転車歩行者専用道路(法第48条の14第2項) 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路(構造令第39条)
道路交通法 道路構造令	歩行者専用(附則令別表第1(第2条同表)) 自転車専用(附則令別表第1(第2条同表))	自転車及び歩行者専用(附則令別表第1(第2条同表))
交通規制	規制標識(325の4)により通行が規制されている場合、車両の通行は禁止 規制標識(325の2)により通行が規制されている場合、普通自動車以外の車両及び歩行者の通行は禁止	規制標識(325の3)により通行が規制されている場合、普通自動車以外の車両の通行は禁止
通行方法	一方通行 自転車の優先一規定なし	一方通行 自転車の優先一規定なし

(図1) 諏訪湖サイクリングロードにおける整備形態

車止めは自転車が接触し転倒の危険性があるため、クルマの乗り入れが多い箇所など、クルマの誤進入が懸念される箇所を中心に、必要に応じて設置する(図3)。車止めを設置する場合は、自転車が接触しないように、反射板付きの車止めやラバーポール、ゼブラ路面表示を設置するなど、接触防止対策も併せて行った(図4)。

項目	通行位置の明示		
	自転車専用レーン ^{※1}	歩行者 ^{※2}	歩行者
デザイン			
サイズ	幅0.75m	幅0.75m	幅0.75m
設置位置・間隔	歩道直前直後 その他100m間隔	歩道直前直後 歩道直前直後	横断歩道

(図2-1) 路面表示(通行位置の明示)

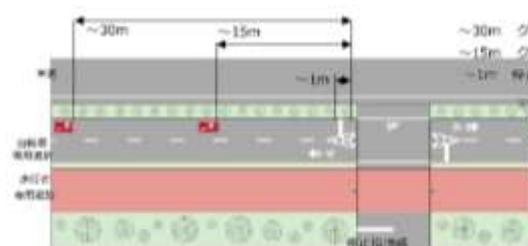
項目	注意喚起等			その他
	クルマ注意 (歩行者・自転車)	クルマ注意 (自転車用) ^{※1}	歩行者注意 (自転車用) ^{※2}	
デザイン				
サイズ	幅0.60m	幅0.60m	幅0.60m	幅0.75m
設置位置・間隔	歩道直前直後	歩道直前直後	歩道直前直後	自転車専用レーン 直前直後

(図2-2) 路面表示(注意喚起等)

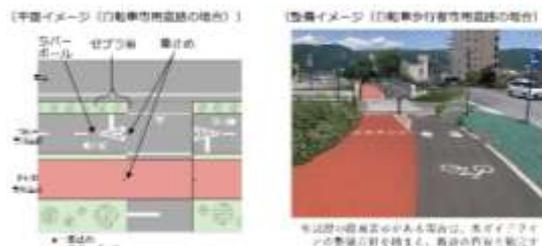
※1 国ガイドラインに準拠

※2 自転車からの視認性を確保するため、自転車用の路面表示は歩行者用に比した縦比を 1:1.5 とする

※3 注意喚起等の路面表示のサイズは、現地状況に応じて幅0.75mに変更することができる



(図3) クルマの乗り入れ前後における対策例



(図4) 車止めを設置する場合の対策例

○ 車道・乗り入れ部との接続

車道との交差部や駐車場などの乗り入れ部においては、横断歩道がない場合は、サイクリングロードを横断するクルマに対して、注意喚起を行うために自転車の路面表示を設置した。また、自転車専用道路等へのクルマの誤進入防止や自転車の通行位置を周知するため、流入部に自転車の路面表示を設置した(図5)。

○ 歩行者横断部

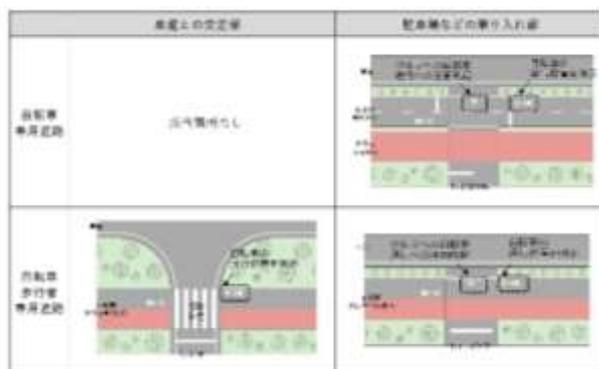
自転車専用道路の歩行者横断部においては、一定のスピードで走行する自転車を考慮し、流入部までに連続的に横断歩行者に対する注意喚起を行う(図6)。

歩行者の横断箇所は歩行者横断帯を設置し、白線内側を歩行者専用道路と同色系に着色する。その他、歩行者と自転車の出会い頭事故を防ぐため、歩行者が事前に自転車の接近に気が付くことができるよう、自転車専用道路と歩行者専用道路間の植栽等を剪定するなどし、視距を確保する。

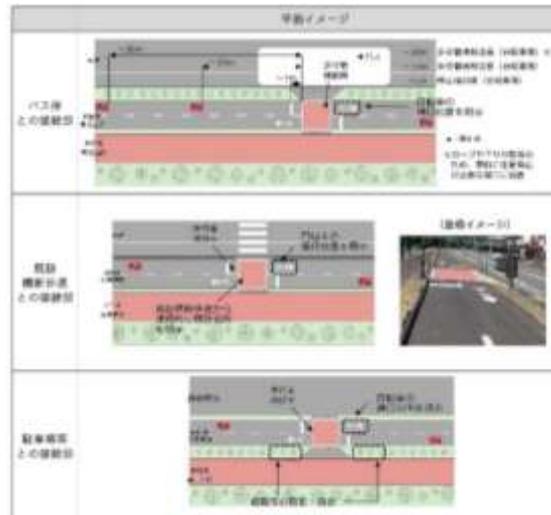
○ 車道合流部(橋梁部)

橋梁部は、自転車専用道路や歩行者専用道路が車道に合流する箇所が数箇所ある。これらは、歩行者・自転車・クルマが混在通行となるため、道路利用者それぞれがゆずりあって道路を通行できるような安全対策を講じた。

橋梁の分離工作物のない車道部においては、歩行者の通行空間として路側帯を設け、自転車の通行空間として車道混在(市街地ネットワーク路線に準拠)により通行位置を明示した。なお、湖畔側を通行する歩行者ニーズを踏まえ、諏訪湖側の路側帯を幅広なものとする。



(図5) 車道・乗り入れ部における平面イメージ



(図6) 歩行者横断部における平面イメージ

9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法等)〕

【 観光資源・健康増進・スポーツ推進・環境 】

県諏訪地域を代表する観光地である諏訪湖、県内外から訪れ観光客に諏訪湖の景色をのんびり、ゆったり堪能してもらうほか、湖畔に点在する歴史的・文化的遺産などの多様な地域の魅力を感じることができる拠点となっている。



景色を楽しみのんびり、ゆったり。

2市1町の湖畔からは、様々な諏訪湖の景色を望むことができます。ぜひ、諏訪湖1周に挑戦して、各地の景色を楽しみましょう。



A 釜口水門と湖上噴水(岡谷市) B 諏訪湖から望む富士山(下諏訪町) C 石影公園(諏訪市)

足湯でくつろぎのんびり、ゆったり。

諏訪湖畔には無料で利用できる足湯があります。サイクリング中の休憩スポットとして、諏訪湖の景色を楽しみながらくつろぎください。



諏訪湖ハイパ(岡谷市) AQUA水湯(下諏訪町) 諏訪市湖畔公園(諏訪市)

【 事業推進体制 】

1) 諏訪湖周自転車活用推進協議会

自転車通行空間整備は、本ガイドラインに基づき、各道路管理者が整備・維持管理を行い、協議会で連携、情報共有を図る。交通ルールの周知啓発は、協議会において各道路管理者や警察、民間事業者が連携し、統一的なルールを発信した。

2) 周知啓発活動

諏訪湖サイクリングロードは、幅広い年齢層、様々なアクティビティを楽しむ方が多く利用しており、コンセプトである「のんびり、ゆったり。諏訪湖を楽しもう！ SLOW AREA」の実現に向け、複数の周知媒体を活用し、コンセプトや交通ルールの周知啓発を行った。



諏訪湖周自転車活用推進協議会の体制

活動媒体・活動方法

媒体	方法・配布先
チラシ ポスター	・レンタサイクル事業者窓口 ・自治体、観光案内所窓口 ・学校 ・自治体広報誌 等
マスコミ	・チラシ・ポスターのプレスリリース
ホームページ	・自治体、観光協会のホームページ 等
路面表示	・サイクリングロード等に路面表示を設置
案内看板	・スワレイクサイドオアシスの案内看板に掲載



諏訪湖サイクリングロードのコンセプト ロゴ



諏訪湖サイクリングロードの通行ルール周知媒体の例 (左：表面、右：裏面)